

かのや男女共同参画社会づくりフォーラム実行委員を募集

フォーラムの企画運営を手がけてみませんか？
市では、男女共同参画の広報啓発のため、今年も男女共同参画社会づくりフォーラムを開催します。このフォーラムは、皆さんが生活する上での様々な問題について、テーマを決めて話し合う場であり、市民と行政が協働して行っています。
フォーラムのテーマや講師の選定等の企画から当日の運営まで手がけていただく実行委員を募集します。
興味のある人は、ぜひ、ご応募ください。

- 開催予定 10月
- 実行委員会運営期間 5月～10月（6回程度）
- 内容 企画（テーマ・構成・講師選定）、運営（広報活動・進行等）
- 募集人員 10人（申込多数の場合は抽選）
- 応募期限 5月9日（金）
- 応募方法 電話又はFAXでお申込みください。

※謝礼、旅費等の支給はありません。

市民活動推進課からのお知らせ

市民活動推進課では、「共生・協働地域社会」等の実現に向けて次の募集を行います。

市民とのパートナーシップ推進事業応募団体を募集

●募集概要
○チャレンジ・ボランティア推進事業
・事業内容＝ボランティア活動を始めたい団体やもっとその活動を活発にしたい団体が簡単に取り組める事業
・採択件数＝2事業
・委託額＝上限10万円
○協働パイロット事業
・事業内容＝地域づくりのモデルとなる公益性、社会貢献度の高い事業
・採択件数＝2事業
・委託額＝上限50万円

応募資格団体

- ①市内を中心に活動している町内会・NPO法人・ボランティア団体等の市民活動団体
- ②5人以上の会員で組織され、継続した活動ができること
- ③団体の運営に関する規約又は会則等があること
- ④応募した事業の企画から実施、結果報告まで責任をもって実行できること

※政党活動、宗教活動を主な目的とした団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体、その他、公共の福祉に反する活動をしている団体は対象外です。

実施期間＝委託契約した日の翌日から平成21年2月末日

事前説明会

- 日時＝4月24日（木）19時～
 - 場所＝リナシティかのや2階情報研修室
- ※出席は、各参加希望団体2人までです。

鹿屋市市民活動支援事業選定委員を募集

- 募集人員＝2人程度（応募多数の場合は抽選）
- 応募資格＝市内に居住し、市民活動に関する知識及び経験を有する20歳以上の人
- 委員の役割＝市民とのパートナーシップ推進事業の選考審査に関することなど
- 任期＝2年間
- 会議の開催＝年2回程度
- 委員の構成＝有識者、市民活動団体の代表及び公募市民など7人程度
- 募集期限＝5月20日（火）※期限日消印有効

地域リーダー育成人材バンクの登録者を募集

地域リーダーとしての資質の向上と知識を習得したい人を募集します。
登録していただいた人には、人材育成研修会等の情報を提供し、研修への参加を希望した場合は、その費用を市が負担します。
ぜひ、ご登録ください。

応募資格＝市内に居住し、地域づくりに関心のある20歳以上の人

募集期間＝常時募集

応募方法＝応募用紙に必要事項を記入し、応募してください。

※応募用紙は、市民活動推進課及び各総合支所市民生活課窓口においてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

【問い合わせ・応募先】

〒893-8501
鹿屋市共栄町20番1号
市民活動推進課（5階）
☎ 0994-31-1147
FAX 0994-40-3003
Eメール shiminkatudou@e-kanoya.net

【問い合わせ・応募先】

市民活動推進課（5階）
☎ 0994-31-1147
FAX 0994-40-3003

平成20年度温泉保養所利用券を交付します

●助成内容 対象者1人に対して、1回の利用につき1000円を助成する温泉保養所利用券（30枚綴り）を1年間に1回交付します。

対象者

- 市内に居住する満65歳以上の人
 - 市内に居住する満65歳未満の人で、健康回復のため温泉保養を要する人
- ※温泉保養は医師の証明が必要で、

申請場所 市健康保険課、各総合支所市民生活課、各出張所

●申請に必要なもの 身分を証明できるもの（運転免許証等）、印鑑（認印可）

※代理人が交付を受ける場合は、代理人の身分を証明できるもの（運転免許証等）が必要です。

【問い合わせ・申請先】

市健康保険課（1階⑥番窓口）
☎ 0994-43-2111
各総合支所市民生活課

みんなで学ぼう介護講座を開催

家庭での介護やボランティア活動に役立つ、介護の初歩的な知識と介護方法の講座です。
ぜひ、ご参加ください。

日程 5月20日（火）～21日（水）

●時間
○20日 9時50分～17時
○21日 9時30分～15時30分

主な内容 高齢者介護の基礎知識、口腔ケア、食事配慮など

●定員 30人（定員になり次第締め切り）
●受講料 無料

●申込方法 電話でお申込みください。
●申込期限 5月13日（火）

【問い合わせ・申込先】
鹿屋市社会福祉協議会
☎ 0994-44-2277

住民票の写し等の交付請求の際も本人確認が必要になります

最近、本人になりすまして住民票や戸籍等の申請・届出・請求を行い、証明書などを不正に受け取り、悪用する事件が発生しています。

市では、住民基本台帳法、戸籍法等の一部改正に伴い5月1日から新たに住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書の交付請求の際にも、不正行為による証明書等の交付請求を未然に防ぐため、身分証明書などで、本人確認を実施します。



- 対象となる証明書
住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍・除籍・改製原戸籍の謄抄本、戸籍の附票の写し、戸籍届出の受理証明書、戸籍の記載事項証明書など
- 本人確認の対象者
窓口で各種証明書等の交付請求をする人
- 本人確認書類
本人が確認出来る書類等（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険証、年金手帳、通帳、診察券、社員証、学生証など）
- その他
○住民票の写しを本人又は同一世帯以外の方が請求する場合には、本人の委任状が必要です。
○戸籍関係は、本人、配偶者及び直系親族以外の方が請求する場合には、委任状が必要となります。
○証明書の種類、内容によっては、請求できる人が限られています。詳しくは、お問い合わせください。
○郵便での取り扱いについては、関係する市町村へ、お問い合わせください。

【問い合わせ】 市民課（1階①番窓口） ☎ 0994-31-1114